



宮 崎 県 公 報

平成27年 4 月27日 (月曜日) 第 2687 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 37,200 円

目 次

告 示	頁
○指定代理納付者の指定…………… (税務課) 1	
公 告	
○宮崎県団体内統合宛名システム構築業務に係る 企画提案競技の実施…………… (情報政策課) 1	
○宮崎県労働委員会委員の推薦手続…………… (労働政策課) 2	
○入札公告…………… 5	

人事委員会公告

- 平成27年度宮崎県職員採用試験 (大学卒業程度)、保健師採用試験及び薬剤師採用試験の実施…………… 6
- 平成27年度宮崎県職員採用試験 (大学卒業程度 (一般行政 (社会人)、土木 (社会人)、林業 (社会人))) の実施…………… 6
- 平成27年度警察官A (男性) 採用共同試験及び平成27年度警察官A (女性) 採用試験の実施…………… 6

公安委員会公告

- 警備員指導教育責任者講習の実施について…………… 6

告 示

宮崎県告示第 306号

地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第 231条の 2 第 6 項の規定により、次のとおり指定代理納付者を指定した。

平成27年 4 月27日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 指定代理納付者の指定を受けた者
ヤフー株式会社 東京都港区赤坂 9 丁目 7 番 1 号
- 2 指定代理納付者による代理納付を認めた歳入及び代理納付が行える期間
 - (1) ふるさと宮崎応援寄附金
平成27年 4 月 1 日から平成28年 3 月31日まで
 - (2) 宮崎県税条例 (昭和29年宮崎県条例第19号) 第 2 条第 1 項第 9 号に規定する自動車税 (平成27年度に賦課したものに限る。)

平成27年 5 月 1 日から平成27年 8 月31日まで

公 告

宮崎県団体内統合宛名システム構築業務に係る企画提案競技を次のとおり実施する。

平成27年 4 月27日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 企画提案競技に付する事項
 - (1) 業務件名 宮崎県団体内統合宛名システム構築業務
 - (2) 業務の特質等 宮崎県団体内統合宛名システム構築業務委託仕様書 (以下「仕様書」という。) による。
 - (3) 契約期間 契約締結の日から平成28年 3 月25日まで
- 2 企画提案競技に参加する者に必要な資格
 - (1) 平成27年宮崎県告示第 137号に規定する資格を有する者で、業種がサービス (役務の提供) に関する業種で、営業種目が電算業務で、種目が電算処理 (システム開発を含む。) であること。

(2) 地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第 167条の 4 の規定に該当しない者であること。

(3) 会社更生法 (平成14年法律第 154号) 第17条の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法 (平成11年法律第 225号) 第21条の規定による再生手続開始の申立ての事実がある者については、当該申立てに基づく更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けていること。

(4) 事業を実施する主体の構成員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成 3 年法律第77号) 第 2 条第 2 号に規定する暴力団 (以下「暴力団」という。) 若しくは同条第 6 号に規定する暴力団員 (以下「暴力団員」という。) でない者又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しない者であること。

(5) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会 (J I P D E C) の認定するプライバシーマーク又はこれと同等の個人情報保護に関する認証を取得していること。

(6) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会 (J I P D E C) が運用する I S M S 適合性評価制度における I S O / I E C 2 7 0 0 1 (I S M S) 認証又はこれと同等のセキュリティマネジメントシステムの認証を取得していること。

(7) 公益財団法人日本適合性認定協会 (J A B) が認定した認証機関から品質マネジメントシステム (I S O 9 0 0 1) の認証を取得していること。

3 契約条項を示す場所及び期間

- (1) 場所 宮崎県総合政策部情報政策課マイナンバー制度担当
- (2) 期間 平成27年 4 月27日 (月) から平成27年 5 月 8 日 (金) まで (土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前 9 時から午後 5 時まで)

4 宮崎県団体内統合宛名システム構築業務委託企画提案競技実施要領 (以下「実施要領」という。) 及び仕様書の配布場所及び配布期間

- (1) 場所 宮崎県総合政策部情報政策課マイナンバー制度担当
- (2) 期間 平成27年 4 月27日 (月) から平成27年 5 月 8 日 (金) まで (土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前 9 時から午後 5 時まで)

5 参加申込書の提出場所、提出期限及び提出方法
 企画提案競技への参加を希望する者は、次により参加申込書を提出すること。

(1) 提出場所 宮崎県総合政策部情報政策課マイナンバー制度担当
 (2) 提出期限 平成27年5月8日（金）午後5時
 (3) 提出方法 持参又は送付（送付にあっては、書留郵便により提出すること。）

6 参加資格の喪失
 最優秀提案者の選定までに2の要件を満たさなくなった場合又は提出書類に虚偽の記載をしたことが判明した場合は、参加資格を失うものとする。

7 企画提案書の提出場所、提出期限及び提出方法
 (1) 提出場所 宮崎県総合政策部情報政策課マイナンバー制度担当
 (2) 提出期限 平成27年5月18日（月）午後5時
 (3) 提出方法 持参又は送付（送付にあっては、書留郵便により提出すること。）

8 委託予定事業者の選定方法
 別に設置する選定委員会において、企画提案書の審査を行い、委託予定事業者を選定するものとする。

9 企画提案競技に関する事務を担当する部局
 宮崎県総合政策部情報政策課マイナンバー制度担当 宮崎市橘通東2丁目10番1号 郵便番号 880-8501 電話番号0985（26）7046

10 企画提案競技及び契約の手続において使用する言語及び通貨
 日本語及び日本国通貨

11 その他
 (1) この企画提案競技による調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
 (2) 特定調達に係る苦情処理の関係において、宮崎県政府調達苦情検討委員会は、調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。
 (3) 企画提案書の作成、提出等に関し必要な費用は、企画提案競技に参加する者の負担とする。
 (4) その他この企画提案競技に関する詳細は、実施要領による。

12 Summary
 (1) Nature and quantity of the service required:Miyazaki Prefecture's Personal Address Management System construction
 (2) Proposal submission deadline:5:00pm, May18, 2015
 (3) Contact point for the notice:Information Administration Division, Miyazaki Prefectural Government, 2-10-1 Tachibana-dori Higashi, MiyazakiCity, Miyazaki Prefecture 880-8501 Japan.TEL: (+81) 985-26-7046

第40期宮崎県労働委員会委員の任期が平成27年8月19日をもって満了することに伴い、労働組合法（昭和24年法律第174号）第19条の12第3項及び労働組合法施行令（昭和24年政令第231号）第21条第1項の規定により第41期委員を任命するので、使用者団体及び労働組合に委員の候補者の推薦を求める。

平成27年4月27日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 任命する委員の数

使用者委員 5人
 労働者委員 5人

2 推薦できるものの資格
 (1) 使用者委員の候補者を推薦する資格のあるものは、宮崎県の区域内のみに組織を有し、かつ、労働問題を取り扱うことが主な目的であるか、又は業務の主要な部分である使用者団体であること。
 (2) 労働者委員の候補者を推薦する資格のあるものは、宮崎県の区域内のみに組織を有し、かつ、労働組合法第2条及び第5条第2項の規定に適合する旨の宮崎県労働委員会の資格認証を得た労働組合であること。

3 推薦される候補者の資格等
 労働組合法第19条の12第6項において準用する同法第19条の4第1項の規定に該当しないこと。
 なお、国家公務員法（昭和22年法律第120号）第104条、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第38条、国会法（昭和22年法律第79号）第39条、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第6条等の法令により兼職の制限又は禁止の規定のあることに注意すること。

4 推薦する委員の候補者数
 候補者の数は、制限しない。

5 推薦期間
 平成27年5月7日（木曜日）から平成27年6月10日（水曜日）まで

6 推薦の方法
 (1) 使用者委員の候補者を推薦しようとする使用者団体は、次の書類を提出すること。
 ア 推薦書（別記様式第1号） 1部
 イ 推薦する使用者団体の規約又は定款の写し 1部
 ウ 被推薦者の履歴書 1部
 エ 委員候補者調書（別記様式第2号） 1部
 (2) 労働者委員の候補者を推薦しようとする労働組合は、次の書類を提出すること。
 ア 推薦書（別記様式第1号） 1部
 イ 労働組合法施行令第21条第3項の宮崎県労働委員会の証明書（証明書の発行に係る手続については事前に宮崎県労働委員会事務局に確認すること。） 1部
 ウ 被推薦者の履歴書（労働組合歴及び一般職歴を記載すること。） 1部
 エ 委員候補者調書（別記様式第2号） 1部

7 推薦書類の提出先
 宮崎県商工観光労働部労働政策課、宮崎県日南県税・総務事務所、宮崎県都城県税・総務事務所又は宮崎県延岡県税・総務事務所に提出すること。

様式第 1 号

推 薦 書

年 月 日

宮 崎 県 知 事 河 野 俊 嗣 殿

所 在 地

団 体 名

代 表 者 氏 名

㊟

第 41 期 宮 崎 県 労 働 委 員 会 の 使 用 者 (労 働 者) 委 員 の 候 補 者 と し て、次 の 者 を 推 薦 し ま す。

(ふりがな) 氏 名	年 齢	所 属 団 体 名 及 び そ の 地 位	備 考

添 付 書 類

- 1 委 員 候 補 者 の 履 歴 書
- 2 委 員 候 補 者 調 書 (別 記 様 式 第 2 号)
- 3 規 約 又 は 定 款 の 写 し (使 用 者 委 員 候 補 者 推 薦 の 場 合)
- 4 宮 崎 県 労 働 委 員 会 の 資 格 証 明 書 の 写 し (労 働 者 委 員 候 補 者 推 薦 の 場 合)

様式第 2 号

委 員 候 補 者 調 書

欠格条項について

禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、又は執行を受けるまでの者

私は、上記のいずれにも該当しておりません。

委員就任内諾について

私は、第 41 期宮崎県労働委員会使用者（労働者）委員に任命されたときは就任することを内諾いたします。

平成 年 月 日

住 所

氏 名

㊞

入札公告

一般競争入札を次のとおり実施する。

平成27年4月27日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 競争入札に付する事項

- (1) 借入物品及び数量 財務会計システム機器等 一式
- (2) 借入物品の特質等 入札説明書による。
- (3) 納入期限 平成27年8月31日
- (4) 契約期間 平成27年9月1日から平成32年8月31日まで(60月)
- (5) 納入場所 入札説明書による。
- (6) 入札方法 (1)の借入物品について入札を実施する。入札金額は、調達内容に係る一切の諸経費を含めた額とする。落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 契約に係る特約事項

- (1) この競争入札に係る契約(以下「本件契約」という。)は、長期継続契約を締結することができる契約を定める条例(平成17年宮崎県条例第81号)第2条第1項第1号の規定による契約であり、県は、1(4)の契約期間において次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、本件契約を解除するものとする。
 - ア 本件契約の相手方がその責めに帰すべき理由により本件契約に違反した場合
 - イ 本件契約の締結日の属する年度の翌年度以後において本件契約に係る県の歳出予算が減額され、又は削除された場合
- (2) 県は、(1)の契約の解除によって生じた本件契約の相手方の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

3 競争入札に参加する者に必要な資格

- (1) この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。
 - ア 平成27年宮崎県告示第137号に規定する資格を有する者で、業種がサービス(役務の提供)に関する業種で、営業種目が賃貸業務で種目が電算機器又は営業種目が電算業務で種目が電算処理(システム開発を含む。)、データエントリー若しくはその他のものであること。
 - イ 納入する物品及び数量を確実に納入できる者であること。
 - ウ 納入する物品の機能が仕様を満たし、当該物品を確実に設置し、及び設定できると認められる者であること。
 - エ 本件の借入物品について、保守、点検、修理、部品の提供等のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者であること。
 - オ 納入する物品を第三者をして貸付けしようとする者にあつては、当該物品を自ら貸付けできる能力を有するとともに、第三者をして貸付けできる能力を有することを証明した者であること。
- (2) 入札に参加しようとする者は、(1)イからオまでの資格要件を満たすことを証明する書類を平成27年5月27日までに5(1)の場所に提出し、事前に審査を受けること。

4 物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格等を得るため

の申請方法

3(1)アに掲げる資格を有しない者で、参加を希望するものは、次により参加資格等を得るための申請を行うこと。

- (1) 申請書用紙等を配布する場所及び受付場所 宮崎県総務部総務事務センター物品担当 宮崎市橋通東2丁目10番1号 郵便番号 880-8501 電話番号0985(26)7208
- (2) 申請書類の受付期間 平成27年4月27日から平成27年5月27日まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後4時まで)とする。ただし、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札資格審査が入札に間に合わないことがある。

なお、入札に間に合わないおそれがあると認められるときは、あらかじめ、その旨を当該申請者に通知する。

5 契約条項を示す場所及び期間

- (1) 場所 宮崎県会計管理局会計課出納決算担当 宮崎市橋通東2丁目10番1号 郵便番号 880-8501 電話番号0985(26)7206
- (2) 期間 平成27年4月27日から平成27年6月8日まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで)

6 入札説明書及び仕様書の交付場所及び交付期間

- (1) 場所 宮崎県会計管理局会計課出納決算担当
- (2) 期間 平成27年4月27日から平成27年6月8日まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで)

7 入札説明会の場所及び日時

- (1) 場所 宮崎県庁附属棟 302号室 宮崎市橋通東2丁目10番1号
- (2) 日時 平成27年5月11日午後2時

8 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

- (1) 提出場所 宮崎県会計管理局会計課出納決算担当
- (2) 提出期限 平成27年6月8日午後5時
- (3) 提出方法 持参又は送付(郵便にあつては、書留郵便に限る。)により提出すること。

9 開札の場所及び日時

- (1) 場所 宮崎県庁附属棟 305号室 宮崎市橋通東2丁目10番1号
- (2) 日時 平成27年6月9日午後3時

10 入札保証金

入札保証金については、宮崎県財務規則(昭和39年宮崎県規則第2号)第100条の規定による。

11 入札の無効に関する事項

この公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他宮崎県財務規則第125条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

12 落札者の決定の方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格以内で最低価格の入札を行ったものを落札者とする。

13 契約に関する事務を担当する部局等

宮崎県会計管理局会計課出納決算担当

14 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

15 その他

- (1) この競争入札による調達は、世界貿易機関(WTO)に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (2) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情

検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。

(3) その他この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。

16 Summary

(1) Nature and quantity of goods and services required for the bid: financial accounting system software and hardware (includes after-sales service, such as set-up, maintenance, repair, parts supply for the equipment), one set

(2) Tender deadline: 5:00 PM, June 8th, 2015

(3) Contact details concerning the bid notice:

Treasury Settlement Section
Accounting Division, Treasury Bureau,
Miyazaki Prefectural Government
Address: 2-10-1 Tachibana-dori Higashi, Miyazaki City 880-8501, JAPAN
TEL:0985-26-7206

人事委員会公告

平成27年度宮崎県職員採用試験（大学卒業程度）、保健師採用試験及び薬剤師採用試験の実施について、職員の任用に関する規則（昭和45年宮崎県人事委員会規則第1号）第12条の規定により、別冊のとおり公表する。

平成27年 4 月27日

宮崎県人事委員会委員長 村 社 秀 継

平成27年度宮崎県職員採用試験（大学卒業程度（一般行政（社会人）、土木（社会人）、林業（社会人）））の実施について、職員の任用に関する規則（昭和45年宮崎県人事委員会規則第1号）第12条の規定により、別冊のとおり公表する。

平成27年 4 月27日

宮崎県人事委員会委員長 村 社 秀 継

平成27年度警察官A（男性）採用共同試験及び警察官A（女性）採用試験の実施について、職員の任用に関する規則（昭和45年宮崎県人事委員会規則第1号）第12条の規定により、別冊のとおり公表する。

平成27年 4 月27日

宮崎県人事委員会委員長 村 社 秀 継

公安委員会公告

宮崎県公安委員会公告第8号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者講習を次のとおり実施する。

平成27年 4 月27日

宮崎県公安委員会委員長 佐 藤 勇 夫

1 講習の種類、警備業務の区分、実施日及び定員

種 類	警備業務の区分	講 習 の 実 施 日	定員
新規取得講習	2号警備業務	平成27年7月28日（火）から 8月4日（火）まで （土曜日及び日曜日を除く。）	30人

)	
--	--	---	--

2 講習の対象者

講習の対象者は、法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証（以下「資格者証」という。）又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号）第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「講習修了証明書」という。）を有しない者で、かつ、受講申込みを行う日において、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 最近5年間に当該警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者
- (2) 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る法第23条第4項に規定する合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者
- (3) 検定規則第4条に規定する2級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事している者
- (4) 検定規則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した者
- (5) 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事している者

3 講習の場所

宮崎市学園木花台西2丁目4番地3
宮崎県技能検定センター（旧名称宮崎地域職業訓練センター）
電話0985-58-1570

4 受講申込書の提出方法等

(1) 提出先

受講申込者の住所地を管轄する警察署とする。ただし、受講申込者が警備員である場合は、その属する営業所の所在地を管轄する警察署でも良いこととする。

(2) 提出日時

警備業務の区分	提 出 日 時
2号警備業務	平成27年6月15日（月）から6月26日（金） まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9 時から午後5時まで

(3) 提出方法

提出は、申込者本人によることを原則とするが、申込者が警備員であって、その属する営業所の従業員に委任状を託しての代理申込については認める。郵送による申込は認めない。

(4) 提出書類等

- ア 受講申込書（受講申込者の写真（申請前6月以内に撮影した縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの大きさの正面、無帽、上三分身像、無背景のもの）を貼り付けたもの）
- イ 2に掲げる要件に該当することを証明する次の書面

- (ア) 2の(1)に該当する者
当該警備業務の区分に係る警備業務従事証明書及び履歴書
- (イ) 2の(2)に該当する者
検定規則第4条に規定する1級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証明書の写し
- (ウ) 2の(3)に該当する者
検定規則第4条に規定する2級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書
- (エ) 2の(4)に該当する者
旧検定規則第1条第2項に規定する1級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証の写し
- (オ) 2の(5)に該当する者
旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証の写し及び警備業務従事証明書

5 手数料

受講申込時、次表の手数料に相当する額の宮崎県証紙により納入すること。

講習別	警備業務の区分	手数料
新規取得講習	2号警備業務	38,000円

納入された手数料は、受講辞退その他いかなる場合にも返還しない。

6 その他

- (1) この講習の実施に際して収集する個人情報は、この講習に関する目的以外には使用しない。
- (2) 本件に関する問合せは、宮崎県警察本部生活安全部生活安全企画課警備係(電話代表0985-31-0110)に行うこと。

--	--